

号	業種	概要
1	飲食店営業 (喫茶店営業を統合)	食品を調理 <sup>※</sup> し、又は設備を設けて客に飲食させる営業 ※その場で客に飲食させる又は短期間のうちに消費されることを前提として、飲食に最も適するように、食品を加工形成すること
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 対象となる営業は以下の2種類 ①部品等が直接食品に接触する機種であって、自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有していない機種による営業 ②部品等が直接食品に接触する機種であって、自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有しているが、屋外に設置されている機種による営業
3	食肉販売業 (一部届出)	鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。)を販売する営業 ・食肉を専ら容器に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態販売するものを除く
4	魚介類販売業 (一部届出)	店舗を設け、鮮魚介類(冷凍したものを含む。)を販売する営業 ・魚介類を生きているまま販売する営業、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態販売する営業及び魚介類競り売り営業を除く
5	魚介類競り売り営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売り、入札、相対による取引で販売する営業
6	集乳業	生乳 <sup>※</sup> を集荷し、これを保存する営業 ※搾乳後に殺菌等の処理が行われていない動物の乳 ・生牛乳や山羊乳だけでなく、生乳全般が対象
7	乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造(小分けを含む。)をする営業 ・生牛乳や山羊乳だけでなく、生乳全般が対象 ・乳製品(飲料に限る。)、清涼飲料水の製造が可能
8	特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取り、特別牛乳に処理する営業
9	食肉処理業	食用に供する目的で獣畜をと殺もしくは解体する営業 <sup>※</sup> 、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割・細切する営業 ※と畜場法及び食鳥処理法の対象外のもの ・細切した食肉の小売販売も可
10	食品の放射線照射業	放射線を照射する営業 ・放射線の照射は、ばれいしょの発芽防止の加工のみ認められている
11	菓子製造業 (あん類製造業を統合)	菓子(パン及びあん類を含む。)を製造する営業 ・社会通念上菓子の完成品とされる食品を製造する営業をいい、菓子種の製造業は含まれない ・客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供可 ・調理パンの製造可
12	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンディー、みぞれ等を製造する営業
13	乳製品製造業	粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ等の乳製品(アイスクリーム類を除く。)及び乳酸菌飲料を製造する営業 ・乳酸菌飲料のうち、無脂肪固形分3.0%未満も製造可 ・小分け製造も含む(固形物の小分けを除く。)
14	清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品(飲料に限る。)の製造(小分けを含む。)をする営業 ・生乳を使用しない乳酸菌飲料及び生乳を使用しない乳飲料も製造可
15	食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの(食肉製品)を製造する営業 ・食肉若しくは食肉製品を使用したそうざい及びそうざい半製品も製造可
16	水産製品製造業 (新設)	魚介類その他の水産動物 <sup>※</sup> 若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業 ※水産動物とは、魚、貝類、イカ、タコ等の魚介類の他、クジラ、カエル、カメなども含む(わかめ等の海藻類は含まれない) ・従前の魚肉練り製品製造業の対象であった、蒲鉾やちくわなどの食品も本営業の対象 ・水産動物等を使用したそうざいも製造可
17	氷雪製造業	氷を製造する営業
18	液卵製造業(新設)	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造(小分けを含む。)をする営業 ・卵白、卵黄だけのものも対象
19	食用油脂製造業 (マーガリン又はショートニング製造業を統合)	動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業 ・マーガリン又はショートニングの製造を含む
20	みそ又はしょうゆ製造業 (統合)	みそ若しくはしょうゆを製造する営業 ・みそ加工品(粉末みそ、調味みそ等)も製造可 ・しょうゆ加工品 <sup>※</sup> (つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等)も製造可 ※しょうゆの原料に占める重量の割合が上位3位以内であって、かつ、原料の重量に占める割合が5%以上のもの(製造時に添加した水は原料として換算しない。)に限るもの
21	酒類製造業	酒類を製造(小分けを含む。)する営業
22	豆腐製造業	豆腐を製造する営業 ・豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品 <sup>※</sup> を製造する営業を含む ※焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、豆乳(清涼飲料水は除く)、おからドーナツ等
23	納豆製造業	納豆を製造する営業

号	業種	概要
24	麺類製造業	<p>麺類を製造する営業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理麺(麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したもの)も製造可</li> </ul>
25	そうざい製造業	<p>通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉製品製造業、水産製品製造業、豆腐製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業を除く</li> <li>・そうざい半製品(油で揚げていないコロッケ等)の製造も含まれる</li> </ul>
26	複合型そうざい製造業(新設)	<p>そうざい製造業を行う者が、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く。)又は麺類製造業に係る食品を製造する営業</p>
27	冷凍食品製造業(食品の冷凍又は冷蔵業を再編)	<p>そうざい製造業に係るそうざいの冷凍品を製造する営業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品、添加物等の規格基準に規格基準が定められた冷凍食品の製造が対象</li> <li>・複合型冷凍食品製造業を除く</li> <li>・小売販売用に包装された農水産物の冷凍品も対象</li> </ul>
28	複合型冷凍食品製造業(新設)	<p>冷凍食品製造業を行う者が、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、冷凍食品製造と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く。)又は麺類製造業に係る食品(冷凍品に限る。)の製造を行なう営業</p>
29	漬物製造業(新設)	<p>漬物を製造する営業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漬物と併せて漬物を主原料とする食品(高菜漬け炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等)を製造する営業を含む</li> </ul>
30	密封包装食品製造業	<p>密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。)であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの(冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であって厚生労働省令で定めるもの<sup>※</sup>を除く。)を製造する営業</p> <p>※除外(許可不要な)食品として、食酢(すし酢含む。)、はちみつを省令で規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全各号1～29号の営業を除く</li> <li>・従来のソース類製造業の対象のうち、容器包装に密封され常温で保存可能なものも対象</li> </ul>
31	食品の小分け業(新設)	<p>専ら以下に掲げる営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・菓子製造業</li> <li>・食肉製品製造業</li> <li>・食用油脂製造業</li> <li>・豆腐製造業</li> <li>・麺類製造業</li> <li>・複合型そうざい製造業</li> <li>・複合型冷凍食品製造業</li> <li>・乳製品製造業(固形物に限る。)</li> <li>・水産製品製造業</li> <li>・みそ又はしょうゆ製造業</li> <li>・納豆製造業</li> <li>・そうざい製造業</li> <li>・冷凍食品製造業</li> <li>・漬物製造業</li> </ul> <p>・調理や小売販売での小分け行為は対象外</p>
32	添加物製造業	<p>添加物を製造(小分けを含む。)する営業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物が対象</li> <li>・規格が定められた添加物を用いた添加剤の製造も対象</li> </ul>